

提案・意見の概要(通知改正による対応を行う事項を除く)

I. 新たな選定療養の追加に係る提案

<全般>

項目名	概要
治療中の疾病又は負傷とは直接関係しない検査	治療方針の決定に直接影響がなく、治療の実施上は必要がないノロウイルス検査等を実施するもの
専門資格者による相談等	医療ソーシャルワーカーによる相談、助産師による妊婦の健康診断、臨床心理士による相談、セカンドオピニオンのための手続相談、行政機関に対する申請行為の代行(自立支援医療等)
がん患者等を対象としたセミナーや教室等	がん患者等に対し、患者家族教室の開催や口腔ケア講習会等を実施するもの
セカンドオピニオンの費用	セカンドオピニオンに対する費用の徴収を行うもの
周術期管理システムチームの活動	外科系手術に際して担当麻酔医、看護師等が外来において周術期管理を実施するもの
アロマセラピーの実施	補完医療として心身のケアを行うもの
医師の指名料	手術を行う医師を指名するもの
患者搬送の交通費、医師等の同乗費	患者の他院受診、転院等の場合の車両送迎費用、医師・看護師等の同乗費用
薬機法未承認の医薬品等の使用	薬機法未承認の医薬品・医療機器、再生医療等製品の使用を行うもの
保険適用とは異なる効能・効果等での医療材料の使用	保険適用された効能・効果等とは異なる医療材料の使用について、手技料等に係る保険給付を行うもの

<医科>

項目名	概要
検査実施前の検査食	内視鏡検査の実施前に画像の鮮明化を図るために検査食を給付するもの
長時間の透析	患者の希望による0時をまたぐ長時間の透析
糖尿病患者に対する電話等相談	糖尿病患者に対する電話や電子メール

< 歯科 >

項目名	概要
失活歯に対する歯牙漂白	失活歯について、根管治療中に薬剤を注入することで同時に漂白を行うもの
歯周病、う蝕等に関する検査	リアルタイムPCR法による細菌検査により、口腔内の細菌数等の状況を分析するもの
有床総義歯に対する根面維持装置	根面維持装置として磁性アタッチメントを支給するもの
臼歯部ブリッジの支台歯へのレジン前装金属冠	臼歯部ブリッジの支台歯へのレジン前装金属冠の給付(※)
金属アレルギー患者に対するメタルフリー治療	金属アレルギー患者に対し、金属以外の材料を用いて治療を行うもの(※)
前歯部の欠損に対する接着ブリッジの使用	予期せぬ前歯部の欠損に対する暫定的な接着ブリッジを行うもの
その他現在保険適用されていない材料の使用	有床義歯に対する白金加金鉤、射出成型セラミックインレー、MTAセメント等の支給
CAD/CAMを用いた治療	CAD/CAMシステムを用いた各種治療及び当該治療に用いる材料の給付(※)
矯正治療の実施	特定疾患以外の小児歯科矯正の実施及び小規模な矯正の実施
歯科衛生士業務に対する評価	月1回算定可能である「歯科衛生実地指導料」の複数回算定を認めるもの
義歯の補強線の使用	床義歯内における補強線の給付
インプラントによる歯の治療等	インプラントで埋入した歯の治療・メンテナンス等
歯周外科手術に伴う歯周組織再生誘導材料の使用	歯周組織再生誘導手術に用いられる材料の支給
自費補綴に対する支台築造	自費補綴についても、支台築造までは保険給付とするもの
材料の差額徴収	使用した材料と材料価格基準との差額の徴収を行うもの
支台築造に用いられるファイバーポストの使用	支台築造に用いられる材料の給付
根管治療中の仮歯	長期間にわたる治療中における補綴治療前の仮歯の給付(※)
歯科用貴金属の差額徴収	歯科用貴金属について、告示で定める金額と実購入価格との差額の徴収を行うもの

Ⅱ. 既存の選定療養の類型の見直しに係る意見

1. 特別の療養環境の提供

項目名	概要
提供に係る病床の上限の緩和	特別の料金を徴収できる病床数の上限を緩和するもの
提供に係る病床以外の病床の確保	特別の料金を徴収しない病床を一定数確保すべきとするもの
特別の療養環境において提供すべき設備の設定	特別の療養環境の提供において事故防止センサーの設置を義務づけるべきとするもの

2. 大病院の初診

項目名	概要
対象範囲の拡大	大学病院であって精神科病床が200床以上のものについても特別な料金の徴収を可能とするもの
特別の料金の金額の統一	特別の料金について、金額の統一を行うべきとするもの
大病院における徴収義務化に対する意見	国保法等改正法により義務化される選定療養の利用に対する意見(除外事例の導入、義務化の廃止) (※)

3. 回数制限を超える医療行為

項目名	概要
ヘリコバクターピロリの除菌	ヘリコバクターピロリの三次除菌の実施
透析治療	慢性維持透析患者の月14回を超える透析の実施(算定上限の除外対象患者を除く)
指導管理・医学管理関係項目	義歯調整料、口腔衛生実地指導料の月1回を超える料金の徴収
項目の廃止	回数制限を超えるものであっても医学的に必要なものについては保険給付すべきとするもの

5. 180日超の入院

項目名	概要
項目の廃止	180日を超えるものであっても医学的に必要なものについては保険給付すべきとするもの

6. 金属床総義歯

項目名	概要
部分床義歯への対象拡大	部分床義歯についても対象とすべきとするもの
評価療養への移行	保険給付の対象とすべきであり、評価療養に位置づけるべきとするもの

7. 前歯部の金合金等の使用

項目名	概要
使用材料の追加	金属以外の材料の使用を追加すべきとするもの
項目の廃止	希望する患者がほとんどおらず、廃止すべきとするもの

8. 小児う蝕の指導管理

項目名	概要
評価療養への移行	保険給付の対象とすべき、又は評価療養に位置づけるべきとするもの
項目の廃止	

Ⅲ. 選定療養制度に対する意見

項目名	概要
選定療養の位置づけの明確化	選定療養の位置づけと活用の方向性について議論すべきとするもの
選定療養の対象拡大	歯科全般について先進的な医療材料等の使用ができるようにすべきとするもの
選定療養の対象の限定	医療技術や医薬品等については選定療養の対象とすべきではないとするもの
選定療養制度の廃止	選定療養制度を廃止し、保険給付範囲の対象拡大等により対応すべきとするもの

(※)・・・平成28年度診療報酬改定等において対応を行ったもの(一部対応を含む)